

ペーロン競漕規則

2022びわ湖ペーロン実行委員会

- (1) 審判の下した判定は、最終のものとする。
- (2) レースはトーナメント方式により実施する。ただし所定の参加数に満たない部およびレクリエーションの部はタイムレース方式により実施する。
- (3) コース及び艇は、事前の抽選会により定めた通りとする。
 - ① 準決勝までは、あらかじめ勝ちあがりのコースを決めておく。
 - ② 決勝以上は、コース抽選を行う。
- (4) 天候及び競技の進行状況によっては、途中でレースを中止する。
この場合は、実行委員会が直近のタイムで順位を決定し各チームに通知する。
各チームは実行委員会の決定に従うものとする。
- (5) 競漕者は、指定された場所に出場レースの30分前までに集合し、係員の指示に従うこと。
 - ① 漕手が足りなくても出漕する。
20人漕ぎの場合、16人以上でレース可能、16人未満は失格とする。
10人漕ぎの場合、8人以上でレース可能、8人未満は失格とする。
 - ② 太鼓手・舵手がいなければ出漕させず、当該艇をそのレースの最下位処分とする。
- (6) スタートは、各チーム紹介後「ドラ音・アユーレディー・アテンション・ゴー!」
スターターの声で合図する。
- (7) スタートラインで舵手と太鼓手はロープを握り、スタートの合図と同時にこれを離す。
- (8) フライングがあった場合は、再スタートとする。二度目のスタートでフライングがあった場合は、当該艇をそのレースの最下位処分とする。
- (9) スタート後、艇個々に生じた故障は認めない。
(配艇場所〈乗り場〉～スタート地点までの間に申し出る事)
- (10) コースの目安にはブイを、ゴールラインには標識を設置する。

- (11) 競漕中は、他艇を妨害しないように直進すること。自コースの中央を維持・進行すること。
- ① スタート後、第一ブイ（100m）以内で妨害があった場合は、再スタートとする。再スタートの場合も同一艇による妨害があった場合は、当該艇をそのレースの最下位処分とする。（フライングと同じ）
 - ② スタート後第一ブイ（100m）を越えてから妨害があった場合
 - i) 妨害があったが、妨害艇が離れ全艇妨害発生時点の順位のままゴールした場合は、妨害艇を最下位処分としその他は着順通りとする。
 - ii) 妨害により順位が入れ替わった場合は、その時点でレースを中止し妨害艇を最下位処分として再レースを行う。（次のレース後）
 - ③ 極めて悪質な妨害があった場合は、当該艇を失格処分とし、その後のレースへの出場を認めない。
- (12) 艇の先端がゴールラインを通過すれば、ゴールとする。
- ① 定められたレーンにゴールすること。
 - ② 異なったレーンにゴールした場合、最下位処分とする。
- (13) スタートの際、パドルは水中に入れても良い。但し、スターターの合図「ゴー」よりも前に動かすとフライングとする。
- (14) 事故につながる恐れがあるため、会場内への酒類の持込み並びに飲酒は厳禁とする。飲酒が認められたチームは、失格とし、以後のレース出場を禁止する。
- (15) 飛び込みは禁止とする。罰則として最下位処分とする。
- (16) バーベキュー規則に違反したチームは失格とする。
- (17) レース結果等の異議がある場合、チーム監督が代表して大会競技委員長に申し立てするものとする。
大会競技委員長は、異議の内容を判断し最終決定を下す。
大会競技委員長が下した判断は、最終のものとし以後の異議申し立ては受け付けない。